福島県のうち 白河市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
福島県のうち 須賀川市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
福島県のうち 喜多方市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十八キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
福島県のうち 相馬市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十八キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
福島県のうち 二本松市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	

福島県のうち 田村市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
福島県のうち 南相馬市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
福島県のうち 伊達市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が六十六キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十八キロリットル以上 五　容量七十七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
福島県のうち 伊達郡のうち桑折町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・七キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	
福島県のうち 伊達郡のうち川俣町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	